

とちぎ森づくりサポーター制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県が自主的に地域の森づくり活動に参加する意欲のある者とちぎ森づくりサポーター会員（以下「森づくりサポーター」という。）として登録し、森林整備の担い手が不足する団体等に対して人材支援を行うことにより、県民協働の森づくりに資することを目的とする。

(活動)

第2条 森づくりサポーターの活動（以下「サポーター活動」という。）は、次の各号に掲げる活動（以下「森づくり活動」という。）を対象とする。

- (1) 下草刈り、伐採、植栽などの森づくり活動
- (2) 前号のほか、身近な里山林等の持続的な保全に資する活動等

(登録)

第3条 知事は、県民参加による森づくり活動に理解があり、次の各号に該当する者を森づくりサポーターとして登録するものとする。

- (1) サポーター活動に参加する意欲のある18歳以上の個人
 - (2) 県内で森づくり活動を行っている又は行おうとする団体
- 2 森づくりサポーターに登録を行おうとする者は、とちぎ森づくりサポーター会員申込書（別記様式1）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに必要な審査を行い、適当であると認めるときは、とちぎ森づくりサポーター登録証（別記様式2）を交付するものとする。
- 4 森づくりサポーターの登録期間は2年とする。ただし、初回の登録期間は、登録のあった日の属する年度の翌年度末までとする。
- 5 森づくりサポーターは、前項に規定する登録期間満了後引き続きサポーター活動に従事しようとするときは、第2項の規定による登録の手続きを行うものとする。

(登録の変更等)

第4条 森づくりサポーターは登録事項を変更しようとするとき、又は、登録を辞退しようとするときは、とちぎ森づくりサポーター会員登録変更届（別記様式3）により知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録事項の変更または登録の抹消を行うものとする。

(森づくりサポーターの参加等)

第5条 栃木県内において森づくりサポーターの参加を要請する活動の主催者（以下「受入れ団体」という。）は、とちぎ森づくりサポーター活動要請書（別記様式4）を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による参加要請があったときは、森づくりサポーターの意向を確認の上、速やかに該当する森づくりサポーターを要請のあった受入れ団体に紹介するものとする。
- 3 森づくりサポーターの紹介等を受けた受入れ団体は、当該森づくり活動後速やかにとちぎ森づくりサポーター活動報告書（別記様式4）を知事に提出するものとする。

(県の支援)

第6条 知事は、森づくりサポーター及び受入れ団体等が活動に取り組みやすいよう、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域における森づくり活動等の情報の提供
- (2) 森づくり活動等に関する研修を受講する機会の提供等
- (3) 受入れ団体及び第3条第1項第2号に規定する団体等の森づくり活動又はそれに準ずる活動に必要な資機材の貸し出し

(経費の負担)

第7条 サポーター活動に係る経費負担は、森づくりサポーター及び受入れ団体間の協議により決定するものとする。

(自己責任の原則)

第8条 受入れ団体は、自らの責任で活動を行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。